

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年9月3日
【会社名】	イー・キャッシュ株式会社
【英訳名】	ecash corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 玉木 栄三郎
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋五丁目8番11号
【電話番号】	03(6402)5684(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 浅海 隆明
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋五丁目8番11号
【電話番号】	03(6402)5684(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 浅海 隆明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 220,235,840円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	15,664株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。 なお、当社は、単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(注) 1 平成21年9月3日開催の当社取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	15,664	220,235,840	110,117,920
一般募集	-	-	-
計（発行株式）	15,664	220,235,840	110,117,920

(注) 1 第三者割当の方法により割当てます。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金額の総額であります。

3 割当予定先の概要及び当社と割当予定先の関係は以下のとおりです。

割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称	石原 啓資	
割当株数	7,120株	
払込金額	100,107,200円	
割当予定先の内容	住所	東京都渋谷区
当社との関係	出資関係	該当事項はありません。
	取引関係	当該個人が議決権の過半数を所有するロハスカーボンCO2研究所株式会社より、当社はマーケティング支援事業を受託しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	その他の関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項	当社は割当予定先に対し、割当新株式を発行日から2年以内に譲渡する場合は、その内容について当社に報告する旨の確約書を得る予定であります。	

割当予定先の氏名又は名称		宮嶋 淳
割当株数		3,560株
払込金額		50,053,600円
割当予定先の内容	住所	神奈川県横浜市泉区
当社との関係	出資関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	当社社外取締役（平成21年6月17日就任）
	その他の関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項		当社は割当予定先に対し、割当新株式を発行日から2年以内に譲渡する場合は、その内容について当社に報告する旨の確約書を得る予定であります。

割当予定先の氏名又は名称		秋山 美知子
割当株数		2,136株
払込金額		30,032,160円
割当予定先の内容	住所	東京都新宿区
当社との関係	出資関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	その他の関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項		当社は割当予定先に対し、割当新株式を発行日から2年以内に譲渡する場合は、その内容について当社に報告する旨の確約書を得る予定であります。

割当予定先の氏名又は名称		広比 利次
割当株数		1,424株
払込金額		20,021,440円
割当予定先の内容	住所	東京都目黒区
当社との関係	出資関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	その他の関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項		当社は割当予定先に対し、割当新株式を発行日から2年以内に譲渡する場合は、その内容について当社に報告する旨の確約書を得る予定であります。

割当予定先の氏名又は名称	丸山 浩一	
割当株数	712株	
払込金額	10,010,720円	
割当予定先の内容	住所	東京都西東京市
当社との関係	出資関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	その他の関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項	当社は割当予定先に対し、割当新株式を発行日から2年以内に譲渡する場合は、その内容について当社に報告する旨の確約書を得る予定であります。	

割当予定先の氏名又は名称	中田 紀男	
割当株数	712株	
払込金額	10,010,720円	
割当予定先の内容	住所	東京都中野区
当社との関係	出資関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	その他の関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項	当社は割当予定先に対し、割当新株式を発行日から2年以内に譲渡する場合は、その内容について当社に報告する旨の確約書を得る予定であります。	

（注） 割当予定先内容及び当社との関係は、平成21年9月3日現在のものであります。

割当先として選定した理由

当社は平成20年10月23日に公表した事業方針（ENHANCEMENT PLAN）を策定して、事業ドメインの拡大とサービス事業分野への参入の取り組みを開始しました。また従来からの開発請負業務（売り切り型）に加え、「積み上げ型の収益モデル」の構築を進めるために、RFID技術、あるいは決済サービスのノウハウを生かした新たなサービスの立ち上げに取り組んでおります。分野としましては、付加価値が高いこと、成長分野であること、当社の事業の遂行において重要な役割を果たしている代表取締役社長玉木栄三郎の経験とノウハウが活用できる分野である医療・環境分野をターゲットとしております。これらにより、安定的でかつ確実な成長を目指しております。これらの取り組みを加速させるために、ロハスカーボンCO2研究所株式会社（以下「ロハス研究所」といいます）と資本・業務提携契約を締結致しました。

（注）RFIDとはRadio Frequency Identificationの略で（わが国では「ICタグ」あるいは「ICチップ」という言葉がRFIDを総称して用いられることもあります）、電磁波を利用した微小な非接触ICチップによる自動認証・認識技術です。カード、携帯電話、ラベル等に内蔵された非接触ICチップをリーダー・ライタと呼ばれる装置で読み取ることで、ヒトを認証したりモノを認識するための基盤技術として活用されております。

ロハス研究所は、医療分野、特に美容外科に対するコンサルティング、マーケティング支援、集金代行などの総合的な支援業務を事業の中心とし、医療分野の学会の運営管理などを行っております。また一方で近年環境問題の解決手段の切り札ともされている、カーボンオフセットを支える排出権の取引や、排出権取引の支援・コンサルティングも行い、環境関連コンテンツを所有し、「LOHAS」商標を活用したカーボンオフセットプログラムの開発など、環境関連分野における様々な取組も行ってあります。

（注）LOHASとは、Lifestyles of Health and Sustainabilityの略で、地球環境保護と人間の健康を最優先し、人類が共存共栄できる持続可能な社会のあり方を追求するライフスタイルを指す言葉です。

ロハス研究所との提携により医療・環境分野において新サービスの開発・提供を進めてまいります。

具体的には、医療分野では、RFIDにおけるノウハウを活用できるICカードを利用した診察券システム、医学会会員管理システムなどに加え、近年、急速に需要が高まりつつある医院向けインターネットマーケティングや決済支援サービスなどを新規に構築し、提供する予定です。また、環境分野では、ロハス研究所が保有するLOHAS商標利用権や環境コンテンツを活用した商品や媒体開発、CO2排出権付き商品を販売するeコマースサイトの立ち上げ、運営などの提供を予定しております。

また、ロハス研究所との提携関係をより強固なものとし、顧客データベース、集金代行スキーム、医療・環境分野における商権、LOHAS商標を活用したカーボンオフセットプログラムの開発、同社の有する環境関連コンテンツの二次利用など、同社の持つ経営資源を積極的に当社で活用するために、ロハス研究所への資本参加を行います。これに必要な資金及びENHANCEMENT PLANを遂行するのに必要な、開発資金を調達するために第三者割当増資により増資を行います。

今後は当該資本・業務提携に基づき、当社のRFID技術と決済サービスのノウハウを生かした事業の拡大と、利益の最大化を図ることにより、当社の企業価値及び株主価値を高めてまいります。

第三者割当増資を選択した理由としては、安定的かつ確実な成長を目指すために、ロハス研究所との資本・業務提携を行い、提携関係をより強固なものとし、同社の持つ経営資源を積極的に当社で活用するために、調達した資金の一部により、同社代表取締役である石原啓資氏が所有する同社普通株式140株及び同社取締役である宮嶋淳氏が所有する同社普通株式70株の合計210株を取得いたします。(同社発行済株式数の20.79%)同社との提携は中長期的なものと考え、また、割当先から当社の事業拡大に積極的な支援が期待できることから、銀行借入等の間接金融によらず、第三者割当による新株式発行での資金調達をすることにいたしました。

業務提携の内容は以下の事項を骨子として推進してまいります。

- ・医療・環境分野における、ITおよびRFID(ICカード)技術を活用したマーケティング支援業務の展開。
- ・RFID(ICカード)を利用した、学会の会員である医師の会員管理システムの構築と販売。
- ・医療・環境分野におけるコンサルティング事業の共同展開。
- ・電子カルテ管理システムおよび顧客情報管理システムの共同開発。
- ・決済サービスのノウハウを生かした集金代行システムの展開。
- ・CO2排出権付き商品を販売するeコマースサイトの立ち上げ、運営。
- ・LOHAS商標を活用した環境関連商品の開発
- ・営業情報の交換
- ・事業戦略立案の相互協力

上記、提携関係をより強固なものとし、当社が所有する医療分野における顧客データベース、集金代行スキーム、医療・環境分野における商権、LOHAS商標を活用したカーボンオフセットプログラムの開発、同社の有する環境関連コンテンツの二次利用など同社の持つ経営資源を積極的に当社で活用するために、調達した資金の一部により、同社代表取締役である石原啓資氏が所有する同社普通株式140株及び同社取締役である宮嶋淳氏が所有する同社普通株式70株の合計210株を取得いたします。(同社発行済株式数の20.79%)

これにより、「LOHAS」商標利用を活用した環境関連商品開発や、環境関連コンテンツの当社での二次利用、排出権付き商品を販売するeコマースサイトの立ち上げ、運営、医療・環境分野における、ITおよびRFID(ICカード)技術を活用したマーケティング支援業務の展開、当社が所有する医療分野における顧客データベースを活用した電子カルテ管理システムおよび顧客情報管理システムの共同開発などが可能になります。

また、同社の発行済株式総数の20.79%を取得することにより、同社は当社の持分法適用会社となる予定です。同社は平成21年1月から、青山リセクリニックなどの医療クリニックに対するコンサルティング、マーケティングなどの支援業務、東邦大学医学部、日本美容外科学会へのコンサルティング・支援業務などの石原啓資氏個人で行っていた事業が統合され、さらに2月から株式会社クリニカジャパンより医療クリニックに対する支援業務等が引き継がれております。また、管理部門の統一などの経営合理化、経営者の交代による経営方針の変更に伴う経営合理化、さらに広告媒体の紙媒体からネット媒体への転換などのコストダウン効果により、平成22年3月期第1四半期において売上高206百万円、経常利益53百万円を計上しております。当社としては当第1四半期の実績を鑑み、当社が予想している平成22年3月期の経常利益250百万円の見込みは確度が高いものと判断しております。

また、同社の売り上げ基盤は安定的な顧客である医療クリニックに対する支援業務であるため、平成22年3月期に見込まれる利益の水準は、今後も安定的に継続すると考えられます。この継続性のある利益水準、また、当社が保有するLOHAS商標利用権や環境コンテンツ、同社代表取締役石原啓資氏の豊富な人脈などを考慮し、下記の取得価格は妥当であると判断いたしました。

- ・取得株式数 210株
- ・取得価格 172,200,000円

なお、同社の取得価格につきましては、第三者機関による企業価値算定(純資産価額方式とDCF方式の併用方式)のレンジ内の水準となっております。

ロハスカーボンCO2研究所株式会社の概要

(平成21年3月31日現在)

商号	ロハスカーボンCO2研究所株式会社	
主な事業内容	医療クリニックに対する経営支援業務 排出権の売買	
設立年月日	平成19年7月19日	
本店所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目18番1号	
代表者の役職・氏名	代表取締役 石原 啓資	
資本金	11,000千円	
決算期	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年	
発行済株式数	1,010株	
大株主構成及び持ち株比率	石原 啓資 760株 75.25% 宮嶋 淳 200株 19.80% 小黒 一三 30株 2.97% 円谷 智彦 10株 0.99% 岩崎 友美 10株 0.99%	
純資産	64,401(千円)平成21年6月30日現在	
総資産	187,233(千円)平成21年6月30日現在	
従業員数	60(人)	
主要取引先	渋谷美容外科クリニック、青山リセクリニック、東邦大学医学部	
主要取引銀行	東京三菱UFJ銀行	
当社と割当先の関係等	資本関係	該当事項はありません。
	取引関係	同社より、当社は平成21年6月度よりマーケティング支援業務を受託しております。
	人的関係	同社取締役宮嶋淳氏は、平成21年6月17日より当社の社外取締役を兼務しております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

最近の業績（千円）			
決算期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期 第1四半期
売上高	-	108,276	206,518
営業利益	867	1,621	54,113
経常利益	867	1,622	53,274
当期純利益	987	1,131	53,256
1株当たり当期純利益 （円）	977.26	1,120.39	52,728.71
1株当たり配当金（円）	-	-	-
1株当たり純資産（円）	9,913.83	11,034.22	60,793.07

（ご参考）株式会社クリニカジャパンの最近の業績（千円）

決算期	平成20年2月期	平成21年2月期
売上高	721,918	624,908
営業利益	20,519	11,128
経常利益	7,612	6,456
当期純利益	14,586	931

割当予定先の選定理由としては、石原啓資氏、宮嶋淳氏は、ロハスカーボンCO2研究所株式会社の取締役であり、同社の議決権を併せて95.05%有しております。また両氏は医療・環境分野における幅広い人脈を有しており、今後当社の事業拡大にも積極的な支援が期待できることから、ロハスカーボンCO2研究所株式会社との資本・業務提携にあたり、割当先として適切であると判断いたしました。

なお、宮嶋淳氏は当社社外取締役であり、特別利害関係人にあたるため、本件に係る取締役会決議には参加しておりません。

秋山美知子氏は、医療分野の多くの学会の事務局運営を務めるなど、医療分野の学会における幅広い人脈を有しており、当社のロハス関連事業拡大に積極的な支援が期待できると考えており、割当先として適切であると判断いたしました。

広比利次氏は、日本形成外科学会、日本美容外科学会での活動が高く評価されている医師であり、医療分野における人脈、経験により当社の事業拡大に積極的な支援が期待できると考えており、割当先として適切であると判断いたしました。

丸山浩一氏は、東京都福祉保健局医療政策部長などを歴任し、東京都児童相談センター所長を務める、医療・福祉分野における重鎮であり、その見識は高く評価されております。当社が取組む新サービス分野においても、その見識が活用されるため、割当先として適切であると判断いたしました。

中田紀男氏は、医療機器の分野での豊富な知見と人脈を有しており、当社のeコマースサイトの立ち上げ運営事業の拡大に積極的な支援が期待できると考えており、割当先として適切であると判断いたしました。

なお、当社は、割当先6名の実在性及び払込に要する財産の確認については、各々が所属する団体の訪問や面談により、その実在を確認しており、払込に要する財産については、自己資金を充当する旨の報告を受け、さらにその資金の存在を確認し、払込が履行されるものと判断しております。また割当先6名は、第三者機関による調査の結果、反社会的な勢力との関わりは一切有していないことを確認し、当社は反社会的な勢力との関わりは一切有していないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

また割当先の保有方針としては、割当先との間において、割当新株式について、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。ただし、割当株式の保有方針について、原則として長期保有する旨の報告を受けております。なお、当社は割当先との間において、発行日から2年間において、当該割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告し、当該報告に基づく報告を当社が株式会社東京証券取引所に行い、当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意することの内諾を受けております。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込拠出金(円)	払込期日
14,060	7,030	1株	平成21年9月24日	-	平成21年9月24日

(注) 1 第三者割当ての方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 上記株式を割当てた者から申し込みがない株式については失権いたします。
- 3 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 4 申込の方法は、申込期間内に株式申込証を後記申込取扱場所に提出して申込みものいたします。
- 5 発行条件等の合理性

発行価額の算定根拠

発行価額につきましては、直近平均株価が客観的であると判断し、当該増資に係る取締役会決議日の前取引日から遡る東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の直近の1か月(平成21年8月3日から平成21年9月2日)の終値平均15,613円を参考として14,060円と致しました。(ディスカウント率9.95%なお、前日における株価とのディスカウント率は18.11%)

直近(8月17日以降)の当社株式の出来高は大きく変動しており、最近の1年間では見られなかった動きをしております。この出来高の変動に影響を及ぼした何らかの要因が、当社の株価に影響を及ぼしている可能性があり、また、今般の政権交代という変革をもたらした総選挙による直近の環境変化を考慮すると、発行価格を決定するにあたり最近の特定日の株価を参考にする場合には当社の企業価値を反映した株価とはいえない恐れもあると考えております。一方、当社は平成21年7月31日に平成22年3月期第1四半期決算短信を開示しており、この決算内容が当社の株価形成に大きな影響を及ぼしたと考えられるため、直近の3か月あるいは6か月平均株価を参考にする場合には、当社の企業価値を反映した株価とはいえない恐れもあると考えております。これにより、直近の1か月の平均株価を反映させることが妥当と考え、平成21年8月3日から平成21年9月2日の終値平均を参考と致しました。

払込金額が割当先に特に有利でないことに係る適法性に関する当社監査役会の意見は以下のとおりです。

「平成21年9月3日開催の当社取締役会において決議した第三者割当てによる新株式の発行価格は、算定根拠に合理性が認められ、会社法199条3項に定める特に有利な金額に該当しないと料する。」

発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当て増資による新株式の発行により、現在の当社の発行済株式総数に対して42.55%の割合で希薄化が生じます。

しかし当社としてはロハスカーボンCO2研究所株式会社と資本・業務提携をすることで、顧客データベース、集金代行スキームなど同社の持つ経営資源を積極的に当社で活用し、当社の持つRFID技術と決済サービスのノウハウを生かしたサービスの拡充を図ることでENHANCEMENT PLANを加速させること、は、当社における今後の継続的な事業推進を可能とし、企業価値の向上を図るために必要であることから、既存株主への利益保護に繋がるものと考えております。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
イー・キャッシュ株式会社 管理部	東京都港区新橋五丁目8番11号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 神谷町支店	東京都港区虎ノ門5丁目1番5号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
220,235,840	4,000,000	216,235,840

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税及び手数料は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記手取概算額216,235,840円はロハスカーボンCO2研究所株式会社との提携関係をより強固なものとするため
の同社既存株主より普通株式取得費用172,200,000円及びENHANCEMENT PLANを遂行するのに必要な開発資金として学
会の会員である医師の会員管理システムの開発費用30,000,000円、CO2排出権付き商品を販売するeコマースサイ
トの立ち上げ開発費用14,035,840円に充当する予定です。

なお、調達する資金の支出予定時期については、以下のとおりです。

資金使途	必要金額	支出予定時期
ロハスカーボンCO2研究所株式会社普通 株式取得費用	172,200,000円	平成21年9月
学会の会員である医師の会員管理システム 開発費用	30,000,000円	平成21年10月
CO2排出権付き商品を販売するeコマ ースサイトの立ち上げ開発費用	14,035,840円	平成21年10月

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 発行済株式総数、資本金の増減

第四部 組込情報の第19期有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金の推移」に記載された資本金については、本有価証券届出書提出日（平成21年9月3日）までにおいて変更が生じており、「発行済株式総数、資本金の推移」として次のとおり追加します。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成21年4月1日～平成21年9月3日	5,200	36,810	13,000	476,080	13,000	421,080

2 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の第19期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券届出書提出日（平成21年9月3日）までの間において変更がありました。変更箇所については_____ 野で示しております。

また、当該有価証券報告書「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、本届出書提出日現在においてもその判断に変更はありません。

(1)～(8) 略

(9) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において営業損失251,847千円、当期純損失307,916千円を計上し、当連結会計年度におきましても、営業損失346,568千円、当期純損失426,680千円を計上いたしました。また営業活動によるキャッシュ・フローも、前連結会計年度に引き続きマイナスになっている状況であります。これらの状況により継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

そこで当社は下記対策を講じ、当該状況の解消又は改善に向けて努めてまいります。

安定した売上の確保

・受託開発案件の確実な受注

従来から売上の中心となっておりました、受託開発案件につきましては、比較的短納期の案件に集中することにより、機動的な受注と確実な売上計上を図ってまいります。

・保守メンテナンス売上の安定的な確保

従来から安定的な売上計上をしている、保守メンテナンス業務を継続的に行うことにより、安定した収入を確保します。

・決済代行サービスを中核とした自社サービスの拡充

従来から安定的な売上計上をしている、決済代行サービスを中核として、新サービスあるいは新機能の付加を行い、さらに自社サービスを拡充してまいります。

売上総利益率の改善

当社グループは、開発業務のうち仕様設計、品質管理などの工程は自社内にて行い、製品製造やプログラミング作業などの工程を協力会社へ外注をしておりますが、その一部を内製化することにより、売上総利益率の改善を図ります。

徹底した固定費の削減

役員報酬の減額、人件費の削減、オフィスの移転による賃料の減額など、徹底した固定費の削減を実施して、収益性の改善を図ります。

今後の事業方針「ENHANCEMENT PLAN」の継続推進

当社グループは今後の事業方針としてENHANCEMENT PLANを策定し、中長期的な成長を確実に実現するために、事業ドメインの拡大に取り組んでおりますが、当該方針を引き続き推進することにより、売上と利益の拡大を図ります。

第三者割当増資の実施

当社は平成21年9月3日開催の取締役会において決議した第三者割当による新株式の発行により財務基盤を安定させ、また、増資により調達した資金をもってロハスカーボンCO2研究所株式会社と資本・業務提携を行うことにより、顧客データベース、集金代行スキーム、医療・環境分野における商標、LOHAS商標権利用など同社の持つ経営資源を積極的に当社で活用することにより収益力の向上につながり、早期の収益改善に資するものと見込んでおります。

しかし、これらの対応策は実施途上にあり、現時点では継続企業に関する重要な不確実性が認められます。

(10) 株式の希薄化について

当社は、平成21年9月3日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議いたしました。当該第三者割当増資による新株式の発行は、当社の財務基盤を強化し、また、増資により調達した資金をもってロハスカーボンCO2研究所株式会社と資本・業務提携を行うことにより、顧客データベース、集金代行スキーム、医療・環境分野における商標、LOHAS商標権利用など同社の持つ経営資源を積極的に当社で活用することにより収益力の向上につながり、早期の収益改善に資するものと見込んでおります。当該第三者割当増資では発行済株式総数36,810株の42.55%の相当する15,664株を発行しますが、これによって1株当たりの株式価値が希薄化いたします。

(11) 筆頭株主の異動について

石原啓資氏は、平成21年9月3日に有価証券届出書提出の第三者割当による新株式7,120株を引受ける予定であり、これにより発行済株式数の13.57%を占める筆頭株主となります。当該個人からは、長期保有する旨の報告を受けておりますが、万が一所有する株式の全部または一部を売却した場合、短期的に株式売上の需給バランスに変動を生じ、当社株式の市場価格が低下する可能性があります。

3 臨時報告書の提出について

第四部 組込情報の第19期有価証券報告書の提出日（平成21年6月18日）以降、本有価証券届出書提出日（平成21年9月3日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

その記載内容は下記のとおりであります。

平成21年8月6日提出の臨時報告書

1. 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの 投資事業組合GV - 業務執行組合員グローバル・ブレイン株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 3,355個

異動後 2,987個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 10.61%

異動後 9.27%

(注) 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成21年6月30日現在の発行済株式総数31,610株を基準として計算しており、異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成21年7月31日現在の発行済株式総数32,210株を基準として計算しております。

(3) 当該異動の年月日 平成21年 6 月26日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 464,580,000円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 32,210株

第四部【組込情報】

下記に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (19期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月18日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (20期 第1四半期)	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	平成21年8月13日 関東財務局長に提出
有価証券報告書訂 正報告書	事業年度 (19期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年8月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書訂正 報告書	事業年度 (20期 第1四半期)	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	平成21年8月27日 関東財務局長に提出

[上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。]

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月5日

イー・キャッシュ株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 菅原 隆志 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 善方 正義 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・キャッシュ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・キャッシュ株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月6日

イー・キャッシュ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任
社員
業務執行社員
公認会計士
菅原 隆志 印

指定有限責任
社員
業務執行社員
公認会計士
善方 正義 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・キャッシュ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イー・キャッシュ株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月17日

イー・キャッシュ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 菅原 隆志 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 善方 正義 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・キャッシュ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・キャッシュ株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において多額の営業損失及び当期純損失を計上し、当連結会計年度においても、多額の営業損失及び当期純損失を計上した。また、営業活動によるキャッシュ・フローも前連結会計年度に引き続きマイナスとなっている状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する経営者の対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、イー・キャッシュ株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、イー・キャッシュ株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月5日

イー・キャッシュ株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 菅原 隆志 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 善方 正義 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・キャッシュ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・キャッシュ株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月17日

イー・キャッシュ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 菅原 隆志 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 善方 正義 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・キャッシュ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・キャッシュ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において多額の営業損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても、多額の営業損失及び当期純損失を計上した。また、営業活動によるキャッシュ・フローも前事業年度に引き続きマイナスとなっている状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する経営者の対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月5日

イー・キャッシュ株式会社

取締役会 御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笈 悦生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 南方 美千雄 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤本 亮 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・キャッシュ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第20期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、イー・キャッシュ株式会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において多額の営業損失及び当期純損失を計上し、当第1四半期累計期間においても、多額の営業損失及び四半期純損失を計上した。また、営業活動によるキャッシュ・フローも前事業年度に引き続きマイナスとなっている状況であり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する経営者の対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。